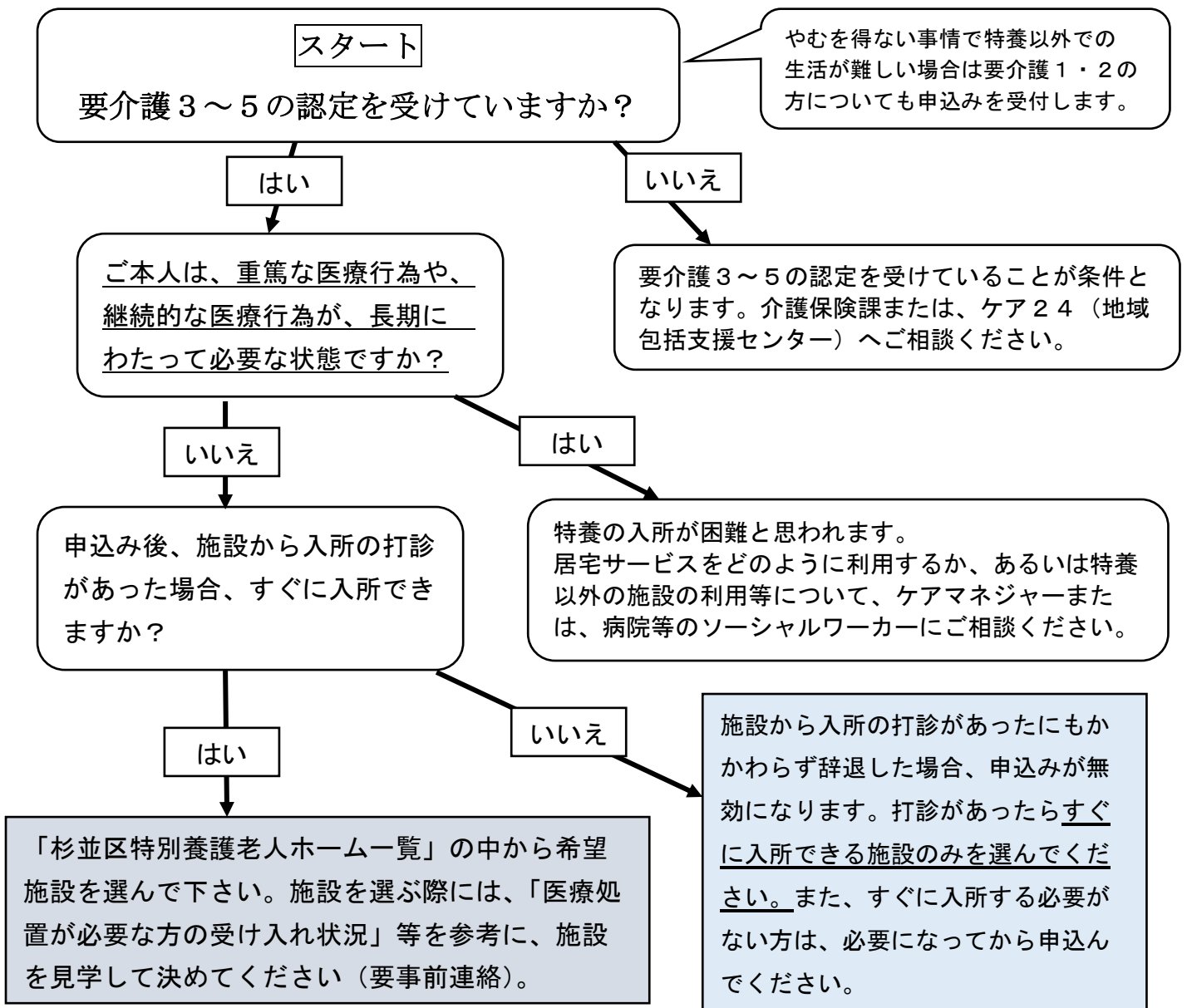


特別養護老人ホームへの入所を申込む方へ

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）とは、身体が不自由なため寝たきり状態の方、認知症がある方等に、日常生活に必要な身の回りの介護・機能訓練・療養上の世話などのサービスを提供する施設です。原則要介護3～5と認定され、常時介護が必要で、在宅で介護を受けることが困難な方が申込みできます。

* 要介護1・2の方で、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難と認められる方は受付しています（特例入所）。

ご本人のお体の状況やご希望の内容によっては特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）をご利用いただけない場合があります。下の図を参考にしてください。



申込みにあたってのお願い

次の点をご理解の上、申込みいただきますようお願い申し上げます。

1. 杉並区では、特養入所の公平性を確保するため杉並区特別養護老人ホーム入所指針を定め、要介護度や介護者の状況等を勘案し、入所の必要性の高い方から入所できる方法を取っています。申込み順の入所ではありません。「今は入所するつもりはないが、将来入所するかもしれない」といった予約的な申込みはご遠慮ください。また、施設から入所の打診があった時に入所を断った場合は申込みが無効となり、希望した全ての施設の名簿から削除されます。入所の打診があればすぐに入れる施設のみを選んでください。
2. 施設を選ぶ前に見学をしてください
サービス内容や交通の便、設備等について、事前に確認した上で選んでおくと、入所面接までお話が進んでから「こんなはずではなかった」といったトラブルを防ぐことができます。事前に施設へご連絡の上、見学をしてください。
3. 継続的な医療処置が長期にわたって必要など、施設での対応が困難な方は、入所することができません。また、24時間の医療対応や外来受診時の職員の付き添いはできません。持病がある方は施設とご相談ください。
4. 入所面接・入所について
入所の候補者になると、施設から面接の連絡があります。通常、施設は複数の候補の方へ連絡を行っています。面接の結果を各施設で検討し、入所を決定しております。入所まで半年待つて欲しい等のご要望にはお応えできませんのでご注意ください。
5. 介護状況が変わられた際には、入所申込書を再度提出してください（要介護度のみが変更した場合、介護保険者が杉並区であれば提出は不要です）。医療の対応が必要になった場合は、申込みしている施設にご確認ください。入所希望施設の変更が必要な場合があります。また、現状の受け入れ人数によっては入所できない可能性があることもご承知おきください。
6. 次の場合には申込みが無効になります
 - ・ 申込書の有効期限（1年）を過ぎても再度申込書の提出がない場合
 - ・ 要介護認定が要支援1・2、要介護1・2または非該当になった場合（要介護1・2で特例入所該当者を除く）
 - ・ 要介護認定の有効期間が過ぎても更新の手続きをしなかった場合
 - ・ 施設から入所の意思確認があったにもかかわらず辞退した場合
 - ・ 杉並区を転出した場合（転出後も希望する場合、改めて申込みが必要）
7. 入所の必要がなくなったら
他自治体の施設に入所した等、杉並区の特別養護老人ホームへの入所を希望しなくなった場合は、取下届を杉並区の特別養護老人ホーム（どこでも可）に提出してください。